

## 組合員証等の返納先が変更になります！

### 1 内容

2024年4月1日から組合員証等（※）の返納先が変更になりますので、お知らせします。

※ 組合員証等とは、組合員証（保険証）、組合員被扶養者証（保険証）、高齢受給者証（保険証）、  
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等のことです。

### 2 返納先

2024年3月31日まで	2024年4月1日から
〒100-8782 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書箱第786号 日本郵政共済組合 組合員証等返納係	〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 共済センター 組合員証等返納係

### 3 返納手続の詳細

返納手続の詳細は、共済組合ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) ▶ [組合員証等の再交付／返納](#) ▶ [●返納について](#) ▶ [返納方法](#)



### 4 注意事項

- (1) 国家公務員共済組合法施行規則第93条により、組合員は（略）組合員等の資格を喪失したときは、共済組合から発行された組合員証（保険証）、被扶養者証（保険証）、限度額適用認定証等を、遅滞なく、速やかに共済組合に返納しなければならないとされております。
- (2) 資格喪失後の組合員証等は無効となり、病院等で使用した場合は、不正使用として共済組合が負担した額（総医療費の7割～9割）を返還していただくこととなるほか、刑法上の犯罪に該当することがありますので、ご注意ください。

### 5 問い合わせ先

日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当  
〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
0120-97-8484（通話料無料 平日9:00～18:00）